

## 6. 社会的養護の質の向上

### 【取組みの方向性】

社会的養護については、虐待の防止の徹底など、子どもの権利擁護のための取組みを強化していくことが必要である。

社会的養護の質の向上を図るためにには、児童相談所や児童福祉施設において、一人ひとりの子どもの状況に応じた最適な支援を行うための十分な実態把握・評価（アセスメント）、自立支援計画の策定等を推進していくとともに、自己評価に加え第三者による評価の実施を促進していくことが必要である。

また、社会的養護関係者の養成・研修のあり方についても、現場の要請を踏まえてその充実を図るべきであり、必要とされる研修を実際に受講できる仕組みを作ることが重要である。

こうした種々の取組みによるサービスの質の向上が正当に評価され、サービスの改善に向けた動機付けが生じる仕組みとしていくことが必要である。

### 【当面の具体的な取組みに関する委員会としての意見】

- ・子どもの権利を記した権利ノートの活用や子どもによる意見表明の機会の付与、第三者・オンブズパーソン（監察者）の参画を求めるなど、子どもの権利を擁護する仕組みの一層の整備が必要である。
- ・発生した虐待に関する徹底した調査から改善までの指針の策定、地域内の児童福祉施設の協議会による相互監視など、虐待の発生予防や再発を防止する仕組みの構築が必要である。
- ・子どもにとって最適な支援が行われるよう十分な実態把握・評価（アセスメント）が全ての年齢において行われる必要があり、児童相談所や児童福祉施設は、子どもの入所後も継続してその実態把握・評価を的確に行うことが必要である。
- ・児童福祉施設への入退所に関する法的手続きの整備が必要である。
- ・社会的養護の質の向上を図るため、サービスの評価については、自己評価に加え、第三者評価を進めるべきである。
- ・研修については、専門性の向上に加え、連携の確保に配意するほか、現場の要請を踏まえた質の向上が必要である。特に児童福祉施設の施設長については、施設のケアに与える影響の大きさに鑑み、配慮が必要である。
- ・研修の受講の機会を確保するためには、受講を前提とした適切な人員配置や地方での研修の実施が必要である。
- ・国立の児童自立支援施設における養成・研修・研究のあり方について検討が必要である。

- ・児童福祉施設における職員の配置基準について、実態を勘案した見直しが必要である。

### 【今後の課題】

- ・子どもの権利を擁護するために未成年後見制度の確立が必要である。
- ・サービスの質の向上につながるそれぞれの取組みを正当に評価し、不断の改善が図られる仕組みとすべきである。

## 7. 学校教育など関連分野との連携

### 【取組みの方向性】

里親や児童福祉施設といった社会的養護の枠内の取組みだけではなく、学校教育など関連分野の関係者の社会的養護に対する深い理解やそれに基づく適切な対応が、こうした保護をする子どもの減少につながるとの視点が重要である。

特に子どもに密接な関わりを有する学校教育との連携については、児童福祉施設における学校教育の保障、虐待を受けた子どもの特性に関する学校関係者の理解の促進といった、社会的養護関係者と学校関係者の双方向の連携・協働を推進していくことが重要である。

### 【当面の具体的な取組みに関する委員会としての意見】

- ・児童福祉施設における学校教育の保障、虐待を受けた子どもの行動の特性に関する学校関係者の理解の促進といった、社会的養護関係者と学校関係者の双方の連携が必要である。
- ・子どもが学校から登校禁止の処分を受けた場合における支援体制が必要である。
- ・少年非行対策に関し、少年院の対象年齢の引下げには慎重であるべきであり、児童福祉施設の機能の充実により対応すべき。
- ・非行少年は、過去に虐待の被害を受けた、あるいは幼少時から発達上の課題を抱えているなど、一面において被害者でもあることが多い、こうした被害の予防、発達上の課題に対する早期治療が、ひいては犯罪の予防にもつながるとの認識が重要である。
- ・里親や児童福祉施設のみならず、子どもに関連する分野全体の相談機能の底上げにより、保護をする子ども自体の減少を目指していくことが重要である。

## **【今後の課題】**

- ・「児童」相談所あるいは「婦人」相談所ではなく、家庭を対象とした機関を設けるべきである。
- ・障害を理由として虐待を受けたり、虐待を受けた結果として障害を有するに至る場合もある。こうした子どもに対するケアについても議論が必要である。

## **おわりに**

以上、社会的養護のあり方について、当面早急に対応すべき課題を中心に取組みの方向性を整理してきた。一刻の猶予も許されない社会的養護を取り巻く目下の状況を考えれば、まず早急に対応すべき課題に取り組み、具体的な成果を上げることが期待される。

その上で、以上に整理した方向性を重ね合わせれば、これから社会的養護の仕組みの姿としては、おおむね別添案のような見取り図が考えられるが、今後の取組みの状況、「今後の課題」も踏まえつつ、社会的養護のあり方については適時適切な検討が継続的に行われ、必要な措置が講じられていくことが必要である。その際には、先駆的な事例を中心に多くの実践を参考にするとともに、子どもや保護者をはじめ幅広い関係者の意見を踏まえていくことが必要である。

暖かな愛情に抱かれて育まれるべき子どもが、個々の家庭で養育できないのであれば、社会の責任として必要な対応を講じるという強い意志の下、社会的養護の改善に向けて取り組んでいくことが必要である。

# これからの中社会的養護のあり方(案)

= 各児童福祉施設を基幹施設(センター)とする =

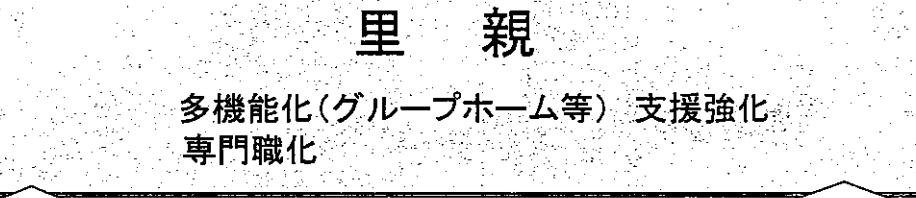
市町村(相談・助言)

(専門的支援)

児童相談所(専門相談・実態把握・評価)

(アセスメント)

時保護



各児童福祉施設(センター構想)

小規模ホーム

小規模ホーム

小規模ホーム

小規模ホーム

小規模ホーム

小舎制  
ホーム  
(ユニット)

本体施設  
地域支援機能  
時保護機能  
専門職員の拠点  
専門的支援機能  
実態把握・評価機能等で対応

高度な支援が  
必要な子ども

※ 治療を中心とした施設は、専門職員が配置されている本体  
施設内においてケア形態の小規模化が図られることとなる。

在宅支援(措置児童の保護者を含む)・子育て支援

相談・助言、短期預かり(ショートステイ)など

(市町村ネットワークによる見守り支援)

(相談)

(支援)

自立・  
援助  
本

自立・家庭復帰

は、保健・医療・教育機関などの支援・連携

(注) 社会的養護のあり方専門委員会の協議を参考に事務局が作成